

○東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」着ぐるみ使用要綱

平成29年3月27日

決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東松山市のマスコット「まっくん」及び「あゆみん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の取扱いを定めることにより、着ぐるみの適正な使用と効果的な活用を図ることを目的とする。

(使用申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとするものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用期間初日前6月から使用期間初日前3日までに提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請内容を審査し、適正であると認めるときは、着ぐるみの使用を許可し、申請者に着ぐるみ使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。
- (2) 東松山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他着ぐるみの使用が著しく不相当と市長が認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第4条 前条第1項の使用許可書を受けたもの（以下「使用者」という。）は、

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間内で使用すること。
- (3) 使用後には、着ぐるみ使用報告書（様式第3号）及び使用状況が分かる写真等を提出すること。
- (4) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用許可の取消し）

第5条 市長は、使用者が前条各号に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すものとする。この場合において、使用者に損害が生じても市長はその責めを負わない。

（原状復帰）

第6条 使用者は、着ぐるみを汚損又は破損した場合は、自己の責任と負担により修理又は修復を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、修理又は修復が困難な状態までに破損した場合は、使用者が弁償しなければならない。

（責任の制限）

第7条 市長は、使用者が着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合の損害賠償、損失補償等の責めを負わない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」使用取扱規程及び東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」着ぐる

み使用規程を廃止する訓令（平成29年東松山市訓令第6号）による廃止前の東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」着ぐるみ使用規程（平成23年東松山市訓令第10号）の規定により着ぐるみの使用許可を受けた者は、第3条の規定により着ぐるみの使用許可を受けた者とみなす。